

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	栗下地区 (栗下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区の農地はほぼ水田で、川内川、長江川、池島川の中州に位置し、市街地区域を挟んで2つの農地団地が分布している。
- ・今は地域の担い手で耕作できているが、今後は高齢化・後継者不足により、担い手不在農地が増えることが予想される。
- ・ほ場については面積が狭く、農道や作業路が狭いため大型機械が入らない。また用水の便が悪いところもあり、用水路の改修等の検討が必要である。
- ・担い手確保や作業の効率化のためにも、担い手へ農地を集積・集約化を進める必要がある。
- ・当地区は多面的機能支払交付金事業に取り組んでおり、地域一体となって農地の保全管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・離農者の農地を担い手に集積・集約化していくとともに、団地化することで作業の効率化・合理化を進めるため関係機関と一緒に検討していく。
- ・今後も地域一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当面、ほとんどの耕作者は現状維持だが、担い手の分散錯ほ解消及び利用権を交換しやすくするために借受者は、原則として機構に貸し付けていく。また離農する場合は農地を担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の担い手へ農地の集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として農地をすべて機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地を利用するために必要な保全・管理については、関係機関と連携しながら取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当地区の農地利用については、地元の担い手を中心となって農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・担い手や農業生産法人への委託も含めて、地域農業の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③農地の集積・集約化を進め、スマート農業機器や大型機械等の導入を図り、安定した農業経営に寄与する。				
⑦ほ場を適切に守っていくため、畦畔管理や用水路の改修にも地域で取り組んでいく。				